

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		動物の多頭飼育者への勧告(周辺的生活環境)
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 2 項
所 管 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>動物の飼養又は保管等に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じているときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。</p> <p>1 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音</p> <p>2 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気</p> <p>3 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛</p> <p>4 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物</p>
	備 考	